

独立行政法人国際協力機構 2019 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。）第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく 2019 年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

開発協力大綱に掲げられる重点課題の解決を通じて国際社会の平和と安定及び繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現するため、それぞれの開発課題に対して以下の取組を行う。その際、日本の経験や機構の開発協力の経験をいかすとともに、国内外での連携を通じて課題解決に向けた多様な力を動員する。また、開発のインパクトを増大するため、多様化、複雑化、広範化している開発課題に対する有効な解決策の提示や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応に必要なイノベーションを図り、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。

日本の開発協力の重点課題

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア 都市・地域開発

- ・ 持続可能な都市・地域開発に貢献するため、その基礎となる土地利用及びインフラ整備計画を含むマスタープランの策定等を支援する。その際、その都市の人々のライフスタイルや習慣を重視した都市開発及び公共交通志向型都市開発の推進、都市開発に携わる多様なアクターとの協働体制の構築、回廊開発アプローチ等による都市と地域の均衡ある発展を推進する。
- ・ 開発途上国の都市問題を解決し持続可能な都市開発を推進するため、スマートシティの考え方や技術をいかす方策を検討し、具体的な開発計画を提案する。
- ・ 都市・地域開発分野における人材育成、計画策定及び事業実施の有機かつ効果的な協力を推進するため、留学生・研修を含めた分野全体での協力プログラムを構築する。
- ・ インドネシア中部スラウェシ地震の復興支援事業等を通じて、被災地のより良い復興（BBB: Build Back Better）の実現や、都市防災の実現に向けた貢献を行う。

イ 運輸交通・ICT

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等にも貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラや

ICT 環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、交通安全、へき地でのアクセスや社会的弱者の利用を想定した環境整備等、インフラ全体の強靱性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。

- ・ 特に、産学官との連携体制の下で道路アセットマネジメントプラットフォームの活動を展開し、アジア・アフリカ地域を中心に効率的かつ質の高い道路アセットマネジメント人材育成支援を実施する。
- ・ 各国での新たな都市鉄道システムを導入する。公共交通志向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）を推進する。その際、基幹交通網としての計画の妥当性、持続性、現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性、安全性の向上等を考慮する。インド高速鉄道事業では、設計、技術基準策定、組織開発及び人材育成を支援する。
- ・ 港湾・空港の施設建設及び運営維持管理、海上保安等に係る協力を通じてアジア・アフリカ地域における物流の円滑化及び安全性の向上に取り組む。
- ・ ICT を活用したソリューションを提供することで新しい価値や仕組みを創造する「X-TECH」を促進し、開発事業の効率化及び効果拡大を図る。運輸交通分野では BIM/CIM（Building Information Modeling / Construction Information Modeling）の導入を促進する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- ・ 気候変動対策や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に貢献しつつ、安定的で質の高い電力供給とアクセスの向上に向けた事業を実施する。事業実施に当たっては、近年のエネルギーセクターにおける目覚ましい技術開発の進展や民間の参入といった動きに対応するため、民間、大学、他ドナー等が保有する最新の知見及び技術の活用や、民間資金による事業の展開を視野に入れた支援にも取り組む。さらに、人材育成については、日本の開発の経験や知見の一層の活用に留意する。
- ・ 特に、低炭素なエネルギーの利用に向けて、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの高い国、比較的エネルギー消費量が大きく改善の余地が大きい国を中心に、協力プログラム等を形成・実施する。また、新技術を活用した発電所の運営・維持管理や、送配電網の保守能力強化等を通じて、発電セクター総体としてのエネルギー効率の向上に取り組むとともに、日本のノウハウや過去の教訓を踏まえて効果的な協力アプローチを検討する。さらに、「ハイブリッド・アイランド」プログラムやソロモン再生可能エネルギーロードマップの策定、マレーシア海洋発電等を着実に実施し、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献する。
- ・ アクセス向上に向けて、サブサハラ・アフリカ地域における電化率向上に重点を置き、事業を形成・実施する。特に、他ドナーとの連携を進めつつ、TICAD 7に向けたアフリカにおけるエネルギー支援策の打出し及び具体的な事業形成に取り組む。またジブチでの試掘等、地熱開発支援を着実に実施する。

- ・ 「資源の絆プログラム」では、日本の開発経験も含めた教育を行い、プログラムの更なる質の向上に取り組む。

エ 民間セクター開発

- ・ 開発途上国の産業振興に貢献するため、民間企業の育成及び先進国から開発途上国への直接投資の促進を支援する。
- ・ アジア地域では、本邦企業と現地企業のリンケージ強化を通じ、現地の産業、企業及び人材を育成する。IoT等を活用した製造業の高度化や起業家育成に係る支援方策についての調査を行う。また、フィリピンでは自動車産業サプライチェーンの強化及び産学連携を通じた人材育成、ミャンマーでは海外直接投資促進に向けた行政官能力強化及び投資環境改善、ベトナムでは中小企業振興を通じた裾野産業の育成、カンボジア・ラオスでは企業経営者や起業家等の育成に加え、日本と現地の企業・大学の連携拠点として日本人材開発センターの機能強化に取り組む。
- ・ アジア以外の地域では、企業の能力強化を通じて民間セクター主導の成長を加速するとともに、国際的な研究機関と共同でカイゼンに係る研究書籍の発行を行う等ナレッジを創出する。アフリカ地域では、カイゼン e-Learning の試行導入、カイゼンのインパクト研究への着手、金融アクセスの現状及び解決策に係る調査、カメルーン・ガーナでの企業経営改善への取組等を通じて TICAD プロセスに貢献する。中南米地域では、品質・生産性向上に向けた南南協力を実施する。中東地域では、パレスチナの農産加工団地と企業の経営支援を通じ「平和と繁栄の回廊」構想に貢献する。また、G20 観光大臣会合での成果発信を見据えた観光開発の SDGs への効果測定手法に係る調査に取り組む。
- ・ 高度人材育成機能を強化するため、産業振興や産業人材育成に資する各国拠点大学の教育・研究・運営能力強化や本邦大学等とのネットワーク強化に向けた事業を実施する。インド、インドネシア、ベトナム、ミャンマー等での既存の取組に加え、カンボジア等において新たに拠点大学強化のための協力を開始する。また、アフリカ及びアジアの産業人材の育成を目指す ABE イニシアティブやイノベティブ・アジアでの研修員の受入を継続する。

オ 農林水産業振興

- ・ 高付加価値製品の安定供給と生産者の所得向上を実現するため、生産から製造・加工、流通、消費に至る一連の過程において、農林水産業の振興を支援する。
- ・ 特に、「小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）」アプローチの普及に向けた取組をアフリカのみならず、中南米、南アジアでも開始し、さらに多くの農業普及指導者を育成するとともに、農業生産者の所得の向上を支援する。また、TICAD7 に向け民間企業や国際機関とともに今後の SHEP の展開計画（SHEP100 万人計画）を策定し、TICAD7 にて発表す

る。

- ・ ASEAN 事務局と協働で進めている「ASEAN-JICA フードバリューチェーン（FVC）開発支援プロジェクト構想」の枠組の中で新規事業を形成する。また、中南米及びアフリカにおいて FVC 関連の調査を実施し、産学官連携も視野に入れた具体的な優先事業案を策定する。
- ・ 農林水産分野の人材育成及び産学官連携を一層推進するため、「JICA 食と農の協働プラットフォーム」を設置し、これまで蓄積した大学との連携に加え民間企業とのネットワーク拡大に取り組み、産学官の連携事業を形成する。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保する上で基盤となる財政の効果的かつ持続的な運営、及び金融政策の適切な運営と金融システムの育成に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、アジア地域においては、連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・効率化支援、徴税強化や歳出管理強化、公共投資管理強化による財政の健全化支援、及び証券・保険等を含む金融分野の健全な育成に向けた支援を実施する。
- ・ アフリカ地域においては、TICAD 7 の重点分野も踏まえたワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）の推進による回廊開発への貢献や国境管理強化に係る支援、及び財政管理の強化に向けた支援を実施する。

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化

- ・ 「平和と健康のための基本方針」、「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」、「UHC 東京宣言」等にも貢献するため、健康危機への準備態勢強化を含めた UHC の実現や非感染症対策の強化に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、G20、TICAD7、UHC フォーラム 2020 等主要国際会議において、日本政府として推奨すべき政策や、同政策に基づく ODA を通じた具体的な貢献策の検討プロセスに参画し、会議成果（宣言文等）の取りまとめに貢献するとともに、会議を通じて機構の事業経験から得られた知見を発信する等の知的貢献を行う。
- ・ また、上記主要国際会議等での、UHC に関連した政府公約や発表を具現化するための事業を形成する。さらに、高齢化が課題となる開発途上地域を対象に、高齢者に対する介護ケアも視野に入れた保健システム強化に向けた政策対話を推進する。

イ 感染症対策の強化

- ・ 感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を実施するほか、国際保健規則（IHR：International Health Regulation）遵守を促進する。また、突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行うとともに、対応力向上のため、国際緊急援助隊感染症対策チームの質の向上に取り組む。
- ・ 特に、アフリカ地域では、2018年度に立ち上げた事業等を通じてアフリカ疾病予防管理センターとの連携を本格化し、域内の拠点ラボやサーベイランスネットワークの強化等を支援する。また、実施中の技術協力事業や留学制度を活用したグローバル感染症対策に係る人材育成を通じて、各国の検査・研究能力の強化に取り組む。さらに、TICAD7の機会を捉え、国際獣疫事務局（OIE）等新たなパートナーとの連携も強化する。

ウ 母子保健の向上

- ・ 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた支援に取り組む。
- ・ 特に、母子手帳を活用した技術協力事業の質の向上に向け、世界保健総会、母子保健関連国際会議や各種研修を通じて各国の持つ知見の共有を支援する。
- ・ 世界保健機関（WHO）とともに、2018年9月に公表された母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて国際会議等で内容を周知し、新たに母子手帳を導入する意思を有した国に対してワークショップやセミナーの開催、母子保健手帳の試行導入に係る助言等の技術的な支援を実施する。

エ 栄養の改善

- ・ 「栄養改善事業推進プラットフォーム」の共同議長として、本邦企業の活力も活用し、開発途上地域の栄養改善に向けた事業を実施する。また、アフリカにおいて「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」を推進し、栄養改善に向けた分野横断的な事業に取り組む。
- ・ 特に、「栄養改善事業推進プラットフォーム」では、参加企業の増加に向けて広報活動の強化等に引き続き取り組むとともに、プラットフォームとしての事業形成にあたり、将来的な機構の民間提案型事業への発展や、最終的なビジネス展開の確度が向上するよう、初期段階からの提案企業へのコンサルテーションを強化する。
- ・ IFNAに公式に参加表明した全ての国において、当該国によるIFNAを通じた取組方針（ICSA：IFNA Country Strategy for Actions）の最終化を支援する。また、TICAD7で優良事例を紹介するとともに、アフリカ域内への取組拡大を発表する。2020年の栄養サミットを見据えつつ、JICA事業における栄養改善事業の着実な形成・実施と、国際機関と連携したIFNAイニシアチブの推進に寄与する。

オ 安全な水と衛生の向上

- ・ 安全な水へのアクセスの改善、持続的かつ効率的な水の供給・利用・管理及び衛生に関する知識や技術の向上に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、水道事業のサービス改善を支援する。また、無収水対策に関する知見と協力方針を取りまとめ、ブレンデッドファイナンス等の資金調達の動向にも留意しつつ、資金調達の前提となる水道事業体の経営改善に向けた支援を強化する。
- ・ 留学事業、自治体との連携強化等を通じた日本の知見の活用を重視し、開発効果のスケールアップに向けた域内でのプロジェクト間、水道事業体間での知見の共有に取り組む。また、TICAD 7 を踏まえ、アフリカの SDGs ゴール 6 達成に向けた支援、栄養アプローチ等のマルチセクターでの取組、気候変動対策の主流化を進める。
- ・ ストックホルム世界水週間において、統合水資源管理に関する機構事業から得られた知見を発信する。

カ 万人のための質の高い教育

- ・ 「平和と成長のための学びの戦略」に貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に取り組む。特に、コミュニティと学校の協働による教育開発モデルの開発・普及のための調査・事業、日本式教育の導入・展開のための事業、算数教科書の開発、教員研修及び教員養成課程の改善を重点的に実施する。アジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及びノンフォーマル教育に係る事業を継続して実施する。
- ・ G20及びTICAD7が日本国内で開催されることを踏まえ、世界銀行、教育のためのグローバル・パートナーシップ、貧困アクションラボ（J-PAL）、UNICEF等パートナー機関との連携を強化するとともに、シンポジウムを開催し機構の取組の優良事例を国内外に発信する。

キ スポーツ

- ・ 「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）」の取組に留意しつつ、引き続き外部関係機関等との連携を強化するとともに、開発途上地域の体育科教育支援や、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族融和及び平和の促進等に向けた支援に取り組む。
- ・ 2018 年度に策定した「スポーツと開発」に係る取組方針を踏まえ、2019 年度に予定されている TICAD7、ラグビーワールドカップを契機に、「スポーツと開発」における機構の取組を内外へ発信する。また、東京オリンピック・パラリンピック参加国の関係機関等の能力強化を継続する。

ク 社会保障・障害と開発

- ・ 日本の社会保険労務士や公的年金制度等をモデルにした社会保障制度の構築・強化及び障害アクセシビリティの改善に向け、これら制度を支える人材育成を支援する。また、国連障害者権利条約及び障害者差別解消法を踏まえ、障害に関する取組や視点の事業への組込をさらに推進するために、機構事業関係者の障害に関する研修等を実施する。
- ・ 特に、エジプトにおけるアクセシブルな情報システム（DAISY）図書製作技術者の人材育成に着手するとともに、ヨルダンにおける障害主流化促進のガイドライン策定及び継続的な人材育成の仕組みの構築を支援する。また、課題別研修「障害者のエンパワメントを通じた自立生活促進」を活用し、TICAD7において障害分野のサイドイベントを実施する。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえつつ、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、立法府、司法府、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施する。
- ・ 特に、法・司法制度に関しては、アジア地域を中心とした重点国における公正かつ透明なビジネス環境及び紛争解決制度の整備等を支援するとともに、アフリカ地域に対する刑事司法分野の支援に着手する。加えて、市民の司法アクセスに係る支援を継続するとともに、国際関係における法の支配や「ビジネスと人権」の促進に資する取組の可能性を研究する。
- ・ また、中央・地方の行政機能に関しては、行政サービスの有効性や効率性の向上、財源や人的資源等の行政資源の動員強化と最適配分、行政の透明性向上と計画・事業への市民や民間セクターの参加・協働の促進を重視しつつ、国民の権利や生活を守り、安定的な開発を進められる行政基盤の強化を目指す。このためにアジアでは幹部人材育成や政策立案につながる統計等の行政基盤整備を、アフリカや中南米地域では地方行政の人材育成、計画策定及び事業実施能力の強化を支援するとともに、知見の共有を推進する。

イ 平和と安定、安全の確保

- ・ 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する政府機関（特に地方行政機関）の能力強化に向けた事業を実施する。特に、フィリピン・ミンダナオにおける平和と開発に係る支援の継続やウガンダ等における難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上等を支援する。また、難民に関するグローバルコンパクトを踏まえ、国際機関とも連携しつつTICAD7等の機会において機構の取組及び人道と開発をつなぐ重要な事例を発信する。
- ・ 治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間

の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。特に、インドネシア等で地域警察制度の普及・定着に向けた事業を実施するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る課題別研修を引き続き実施する。また、TICAD7を踏まえ、アフリカ地域の治安機関の機能強化等を実施する。さらに、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力事業を引き続き実施する。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

- ・ パリ協定をはじめとする気候変動に係る国際枠組にも貢献するため、開発途上地域の脱炭素化及び気候変動に対して強靱な社会づくりに資する事業を実施する。特に、2018年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第24回締約国会議（COP24）におけるパリ協定実施指針の採択を踏まえ、開発途上国に求められる各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業形成を民間資金の動員も視野に入れ実施する。
- ・ 気候変動のための方針や事業の計画段階での気候変動対策に係る助言等を通じ、必要に応じて事業計画に気候変動対策を組み込み、気候変動対策の主流化を促進する。
- ・ UNFCCCの下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（Green Climate Fund: GCF）の活用に向け、事業形成を推進する。また、パリ協定で規定されている民間資金動員に関し、機構内の知識向上を図る。
- ・ チリで開催される UNFCCC 第25回締約国会議（COP25）でサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

- ・ 自然災害に対して強靱な社会づくりの推進に向けた事業を実施するとともに、開発途上国や国際社会での防災の主流化を推進する。特に、アジアにおける主流化のグッドプラクティスを形成し、事前防災としての強靱なインフラ事業の形成を図る。また、災害発生時には切れ目のない支援を行うべく、迅速に災害や支援ニーズに係る情報を収集し、関係者間で共有する。その際、より良い復興（BBB:Build Back Better）の概念を被災国と共有する。
- ・ 2018年で終了した「仙台防災協カイニシアティブ」の後継目標への貢献に向けて、防災行政官と実務者を育成する。また、防災機関のネットワーク等を活用し、防災計画の策定とそれに基づく防災への事前投資等の仙台防災枠組で優先度の高い事項を支援し、国連の主催する世界防災会合等において、その成果を発信する。インドネシアでは、BBBの概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた地震津波災害からの復興を支援する。

ウ 自然環境保全

- ・ 自然環境保全と人間活動との調和を図る仕組みづくりに向けた事業を実施する。中心となる REDD+に加え、泥炭地管理やメコン地域の自然環境保全分野において、日本の知見や技術に基づく政策提言や事業の形成、民間企業との連携を推進する。また、事業のスケールアップ等のための外部資金の活用を、中央アフリカ森林基金（CAFI: Central African Forest Initiative）のほか GCF においても促進する。
- ・ TICAD 7 への貢献を念頭に、機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」の枠組を通じ、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携したサイドイベント等の実施・研修、知識共有のための SNS を使った発信等を行い、参加国における具体的アクションを促進する。
- ・ 持続的森林保全及び森林ガバナンス向上のため、民間企業を含む関係機関との連携等を進め、AI の活用も含めた衛星技術を用いた森林モニタリングシステムの強化に取り組む。
- ・ 保護区とその周辺地域の連続した生態系において、ポスト愛知目標も念頭に生物多様性の保全と持続可能な利用を確保し、生物多様性の主流化に貢献するために、民間セクターとの連携強化を通じたグリーン経済の推進、沿岸域における自然環境保全の強化を支援する。

エ 環境管理

- ・ 都市部を重点とした環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び行政能力強化に向けて、日本の政府・自治体及び民間企業の知見・技術の活用にも留意しつつ、事業を形成・実施する。
- ・ 特に、アジアを中心とする大都市における廃棄物の減量化に向けた対策として、3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進に加え、大洋州では「3R プラス Return」の試行に向けた調査を行う。また、Waste to Energy（廃棄物からのエネルギー回収）の導入適格国への具体的な支援を進める。加えて、大阪で開催される G20 での議論や関連政策等の動向を踏まえ、海洋プラスチックごみ対策への貢献の方向性を検討する。
- ・ 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の全体会合等で加盟国、都市、ドナー、企業等の間で廃棄物管理の知見の共有と連携及び資金動員を促進する。また、全体会合の成果を踏まえた貢献策を TICAD7 で発信するとともに、その具体化に資する事業形成・実施を進める。
- ・ 水質汚濁防止に関し、水環境行政や汚水処理事業の実施能力強化及び事業形成に重点的に取り組む。また、開発途上国の開発事業における適切な環境社会配慮の確保に向け、政策・法制度整備や実施能力の強化等を支援する。

オ 食料安全保障

- ・ 「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）フェーズ 2」の枠組のもと、国家稲作開発戦略（NRDS：National Rice Development Strategy）の具体化に向け、CARD 対象国における事業形成・実施を進める。特に、アフリカにおける複数の拠点国（タンザニア、ウガンダ、カメルーン等）において、稲作人材育成のための広域研修を実施するなど、CARD フェーズ 2 で掲げている RICE アプローチ（Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment）の着実な実施を促進する。
- ・ 農業の機械化が進んでいないサブサハラ・アフリカにおいて、農業機械の活用状況や本邦企業の優位性を確認する調査を行うとともに、調査結果を本邦企業に共有し、同地域への本邦企業の展開を支援する。
- ・ 水産資源管理について、アフリカ（セネガル等）、カリブ地域、大洋州及びインドネシアで技術協力事業を形成し、漁民と行政の共同による管理を推進する。違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策については、課題別研修を新規に開始するほか、インドネシアで衛星を活用した技術協力を開始する。
- ・ 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けて、アフリカの角地域における新たな技術協力事業の形成に向け、天候インデックス型保険の受容度の高い国の特定を行う。

（5）地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、「自由で開かれたインド太平洋」への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- ・ 東南アジアについては、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、ASEAN の自主性、自立性、一体性（統合の深化）を高める支援を強化する。特に、ASEAN の一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸の東西・南部経済回廊及び海洋の経済回廊に係る連結性強化、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のための海洋インフラ整備や海上法執行能力の強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、脱炭素化に向けた気候変動対策、将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応等を重点領域として支援する。
- ・ 大洋州地域についても、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、漁業資源管理等を重点領域として支援する。また、気候変動対策、環境問題等の脆弱性の克服や緩和への対応、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援、「太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）」の拡充を含む人材育成・人的交流及び健康・スポーツ増進等の支援に取り組む。

イ 南アジア地域

- ・ 貧困層が多く自然災害にも脆弱な地域特性や、「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえ、域内及び他地域との連結性強化、投資環境整備を含む産業競争力強化、平和と安定及び安全の確保、基礎生活分野の改善、地球規模課題への対応を重点領域として支援する。
- ・ 特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく高速鉄道、メトロ、デリー・ムンバイ間の大規模回廊開発等のインフラ開発、インド北東部の連結性強化及び森林・生態系管理、上下水道整備、コミュニティの能力向上等を含む社会開発に資する事業を着実に推進する。また、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業を実施する。
- ・ 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンスの強化に向けた法整備、治安維持能力の向上を支援する。特に、ネパールにおける民法を中心とした法整備、司法の能力強化、連邦制移行への支援、スリランカにおける司法人材能力強化のための支援、バングラデシュ及びパキスタンにおける治安維持能力向上支援、アフガニスタンにおける「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」、JDS 等各種留学生プログラム等を推進する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ・ ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成を重点領域として支援を継続するほか、保健医療等の社会サービス分野の協力を強化するとともに、若手行政官や技術分野の幹部人材等の人材育成を強化する。
- ・ 特に、モンゴルにおいては財政支援等を通じて経済の安定化とガバナンス強化に向けた取組を継続するとともに、持続的な経済成長につなげていくため国家総合開発計画や農牧業マスタープランの策定等を支援する。中央アジア・コーカサスでは、域内及び他地域との連結性、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力を推進し、国際幹線道路や発電所等の事業の着実な実施を継続するとともに、農業金融、保健医療等の円借款事業形成を進める。
- ・ 中国については、ODA終了を見据えた事業の着実な実施とアセットの活用を検討し、対中協力40周年の機会を捉え、過去の協力実績等の取りまとめと成果の発信を行う。

エ 中南米・カリブ地域

- ・ 日本政府が掲げる「3つの理念（juntos）」の具現化を企図した「日・中南米連結性強化構想」にも貢献するため、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備（経済的連結性強化）、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等（価値と知恵の連結性強化）を重点領域として支援する。

- ・ 具体的には、本邦企業等との連携の一層の推進、米州開発銀行、中米統合機構（SICA）等の域内開発パートナーとの連携枠組に基づく事業の着実な実施、留学制度を活用した人材育成等を推進する。日系社会との連携は、民間企業や地方自治体、研究機関等との連携により、国内外での取組を強化する。また、農業・保健分野等でのこれまでの協力から得られた有形無形の資産を活用した新たな事業形成を推進する。

オ アフリカ地域

- ・ TICAD7において議論・発表される日本の貢献策の検討に資するように、日本政府と協議・調整を行うとともに、日本の貢献策の実現に向けた事業を実施する。特に、科学技術イノベーション（STI）を取り込んだ開発アプローチの検討、官民連携の一層の促進、及び国際社会や大学等とのパートナーシップの拡充に取り組む。
- ・ また、TICAD7に合わせ、国内外の幅広い関係者と協力し、プレイベント及びサイドイベントの開催や関連する広報活動の実施により、アフリカ開発の課題と取組に関するメッセージを国内外に発信する。
- ・ TICAD7以降の重点取組である回廊開発、カイゼン、UHC、IFNA等についても、取組を引き続き推進する。

カ 中東・欧州地域

- ・ 地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進等に留意しつつ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援する。
- ・ 特に、シリア難民を含む難民問題については、伊勢志摩サミットの公約であるシリア難民留学生受入事業を周辺国及び国際機関とも連携の上、計画どおり継続するとともに、難民受入れホストコミュニティに裨益する支援や難民の能力向上等を実施する。また、日本の技術も活用し、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援に取り組む。さらに、日本式教育の導入も見据え、留学制度、技術協力、資金協力等を活用した包括的な教育支援を通じた人材育成に取り組む。
- ・ TICAD7の開催を踏まえ、北アフリカにおいて、政府公約に貢献する事業の形成・実施を促進するとともに、西バルカン協カイニシアティブに貢献する事業の形成・実施を引き続き促進する。

国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

ア 民間企業等

- ・ 本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業・SDGsビジネス海外展開に係る企業提案型の事業を着実に実施するとともに、SDGs達成に貢献する開発事業や

ESG に積極的に取り組む企業を対象に、他機関との協調融資も活用し、海外投融資による支援を拡大する。

- ・ 特に、課題発信セミナー等を通じ、開発課題に係る現地ニーズ等の情報を積極的に提供するとともに、TICAD7 に向けたアフリカの課題の提示をはじめ、特定の地域・国の特定の課題に対する提案を募る課題提示型募集を導入する。
- ・ さらに、「インフラシステム輸出戦略」等の目標達成に向け、経協インフラ戦略会議等に対して必要な情報を提供する。加えて、開発途上地域の開発と日本社会の活性化を両立すべく、協力準備調査（PPP インフラ事業）を通じた PPP 事業の形成促進を含め、開発効果が高く、本邦企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を形成・実施する。

イ 中小企業等

- ・ 日本の中小企業等の海外展開を支援することを通じて開発途上地域の課題解決に貢献するため、中小企業等による提案型事業を実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。また、開発協力に参画する中小企業等の裾野拡大に向けた制度改善に努める。
- ・ 開発ニーズと日本の中小企業等の製品・技術等とのマッチング強化のため、課題発信セミナー等を通じ、開発途上国における開発課題や現地ニーズ等の情報を提供する。さらに、TICAD7 に向けて、アフリカにおける開発効果の高い提案の増加を図るべく、アフリカを対象とした課題提示を行う。
- ・ 日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構等日本の中小企業支援機関との連携を強化し、中小企業等の海外展開支援を効果的、補完的に実施する。
- ・ 全国に本事業を受託した中小企業等が増え、事業実施の経験及び成果を基に地域経済の活性化が促進されることを目的として、地方からの一層の優良案件の発掘・形成に取り組む。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

- ・ 開発途上地域の課題解決ニーズに適切に応えていくため、要請内容や募集方法の改善、ICT を活用した戦略的な募集・広報、説明会を実施し、幅広い年齢層の関心を広げることにより、国民のボランティア事業へのさらなる参加を促す。また、「海外協力隊」に対する一層の理解と支援を得るため、関係機関・団体と協力して国民各層に届く発信の強化に取り組む。
- ・ 政府との緊密な連携のもと、新たな区分・制度の円滑な導入及び実施を着実に進行。また、PDCA の強化に向けて新たに策定した評価ガイドラインを用いて、事業評価の取りまとめに着手する。加えて、国内の多様な担い手（民間企業、大学や地方自治体等）との連携を定着させるための制度整備を進める。
- ・ SDGs、TICAD、スポーツと開発等の国際公約及び国内の課題にも貢献する事業展開を行う。特に、「海外協力隊」が持つフロンティア人材を育成する機

能等を更に強化するため、訓練内容の拡充に加え、派遣前から帰国後のキャリアパスに至る継続的な情報提供・支援を行う。

イ 地方自治体

- ・ 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- ・ 特に、自治体連携事業の優良事例の発信、共有に取り組み、自治体が推進する地域の国際化や海外展開、開発協力活動を後押しすることで、国内外のSDGsの推進にも貢献する。

ウ NGO/市民社会組織（CSO）

- ・ NGO/CSOの有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指してNGO/CSOと機構の対話を促進し、新規参画から草の根技術協力事業等への応募、実施に至るまでの活動を促進するための適切なコンサルテーションを行う。
- ・ 特に、機構が開発途上地域の課題・ニーズを発信することにより、各NGO/CSOが有する強み等をより効果的に事業においていかせるよう、案件形成・コンサルテーションを行う。加えて、NGO等活動支援事業等を通じたNGO/CSOの能力向上に取り組む。

エ 大学・研究機関

- ・ JICA開発大学院連携を推進し、開発途上地域の将来の発展を担う人材に対して、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供するべく、協力大学との連携を強化する。
- ・ 帰国後に日本での学びを母国の発展に効果的に役立ててもらうとともに、知日派のリーダーとして活躍することを目指し、大学との連携により、大学の学位課程の中での専門分野の教育・研究に加え、日本の開発経験について英語で学ぶプログラムを開発途上国からの人材に対して提供する。
- ・ 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業を実施するとともに、事業成果の他の事業形態への展開を行う。

オ 開発教育、理解促進等

- ・ 児童・生徒の国際理解を促進するため、開発教育支援事業を実施する。また、文部科学省、教育委員会等の教育機関、NGO等と連携して、開発教育の裾野を拡大する取組を行う。特に、教員向け研修プログラムは、2018年度に行った見直しを踏まえ、着実な改善を進める。

- ・ 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発課題・開発協力への理解を促進する。特に、SDGs や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック等を踏まえた効果的な取組を行うとともに、機構の各種事業及び開発教育の関係者・機関との連携を通じ、地球ひろばの展示の学校教育現場での活用を引き続き推進する。

事業実施基盤の強化

(8) 事業実施基盤の強化

ア 広報

- ・ 開発途上地域の開発課題に係る機構の活動及び成果を、国内外で関心の高いイベント等の機会を活用し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協カイベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。
- ・ 特に、TICAD7 が開催されるアフリカ地域との協力関係、G20 で議題となる分野等での協力取組、ラグビーワールドカップや 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツと開発等に関連する発信に取り組む。
- ・ ウェブサイトは、データ削減等で容量軽減を進めることで、外部ユーザーのアクセス迅速化を推進するとともに、リニューアルに向けた情報整理に取り組む。

イ 事業評価

- ・ PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を着実に実施し、評価結果を迅速かつわかり易く公開、発信する。
- ・ 事業改善や効果向上に活用するため、事業評価から得られる教訓を協力方針策定や事業実施等にフィードバックするとともに、評価結果の横断分析、統計分析、プロセスの分析、根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進に資するインパクト評価等を継続的に実施する。特に、評価結果や教訓を一層活用するため、テーマ別評価（中国の協力事業の事後評価に関する包括的な分析等）を実施する。
- ・ 事業評価の実施基盤の強化と質の向上のため、国際機関、国内外の大学、NGO、民間企業等と、事業評価の実施や分析及び教訓の共有化等について協働する。また、職員の評価能力の向上に取り組むとともに、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- ・ SDGs 達成への貢献及び協力ニーズの多様化に対応した開発協力人材の養成と確保のため、能力強化研修を行う。特に、機構が中心的に取り組むとしている SDGs のゴール達成に貢献可能な人材の育成に資する能力強化研修のコースについては、質の改善を図りつつ継続して実施する。
- ・ 開発協力人材のさらなる裾野拡大を目指し、外務省をはじめとする関係機関

との連携を深化することで、コンテンツや掲載情報の拡充、多様化を推進する。特に、大学生、中高生向けコンテンツの充実を図り、国際協力分野への若年層のさらなる関心の拡大を促進し、PARTNER 登録者数を増加させる。

エ 知的基盤の強化

- ・ SDGs 達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に資する研究を、新たな開発ニーズにも柔軟に対応しつつ、日本の開発・開発協力経験を取りまとめる視点を持って実施し、研究成果を事業にフィードバックする。特に、質の高い成長、人間の安全保障、日本の開発協力の歴史、新興国（中国を含む）の開発協力等に関する研究を行う。
- ・ 国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実により、研究事業の質の向上と発信の強化を図り、あわせて研究事業を通じた機構の人材育成にも貢献する。
- ・ ワーキング・ペーパー、ポリシー・ノート及び書籍の発刊、ウェブサイトのさらなる活用等を通じて研究成果を公開する。多様な関係者に開かれたセミナー、シンポジウム等を開催するほか、G20 への政策提言を行う T20 会合（5 月）や TICAD7 等の国際会議の場を活用し、国際機関、研究機関、政策担当者及び援助実務者に対して、研究成果を発信する。

オ 災害援助等協力

- ・ 国際基準を維持するための研修及び訓練プログラムの見直しと資機材整備を推進するとともに、登録要員の能力の維持と向上のための研修及び訓練を実施する。また、搜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験及び知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持する。
- ・ 特に、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）地域副議長として、2019年議長国である豪と協力し、各会合及び演習の準備・実施を通じてアジア太平洋地域内の搜索救助能力とネットワーク向上に貢献する。また、WHO緊急医療チームの地域議長として、グローバル会合等の開催を通じ、国際連携の議論をリードし、アジア太平洋地域のネットワークの強化に取り組む。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

ア 実施体制の整備

- ・ 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。特に、国内拠点の体制強化に向けた施策を実施する。
- ・ 機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議等を継続的に開催する。

- ・ 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。
- ・ 国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。

イ 業務基盤の強化

- ・ 業務の質の向上や業務軽量化のために整備した機構内の情報共有基盤を安定的に運用し、必要に応じて機能改善等を行う。また、同基盤の効果的な活用促進と円滑な利用開始のため、継続的に利用者向けの研修を実施する。さらに、在外拠点とのコミュニケーションの効率化に向けて情報通信網を維持し整備する。
- ・ 2022 年度に開始を予定する次期情報共有基盤の調達準備に向けて、クラウド化等の基盤の大規模変更も含む次期仕様の検討を行う。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比1.4%以上の効率化を達成する。

イ 人件費管理の適正化

- ・ 事務・事業を効果的、効率的に執行するため、適正な人員配置のあり方や職員構成や役割に応じた処遇等の人事制度の見直しを検討する。
- ・ 手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮した上で厳格に検証して給与水準の適正化に取り組む。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

- ・ 資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。

エ 調達の合理化・適正化

- ・ 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。
- ・ 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の削減に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性の向上、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組、新規参入の拡大、及び競争性の向上に取り組む。
- ・ コンサルタントの海外事業展開を支援する制度の改善を行い、安定的に運用する。また、コンサルタント等契約管理の質の向上に向けて、機構内の能力強化等を促進する。適正な調達を継続的に行うための事務能力を強化するた

め、国内拠点、海外拠点に対する遠隔研修や直接支援等を引き続き行う。

3. 財務内容の改善に関する事項

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務について、以下 6. に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき事業の質の確保に留意して、「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の最終報告書で提言された内容も踏まえて、「個別案件単位の予算執行管理の徹底」、「複数年度事業の後年度計画額の適切な把握と管理」、「当年度予算の執行管理の適正化」、「自律性を重視した合理的な予算管理手法の確立」に係る取組を着実に実施し、一層適正な予算執行管理を行う。
- ・ 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析する。
- ・ 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

4. 安全対策に関する事項

- ・ 国際協力事業関係者の安全確保のため、「国際協力事業安全対策会議最終報告（2016年8月）」の内容を着実に実施している状況を踏まえ、これら安全対策強化の継続と定着に取り組む。
- ・ 特に、安全管理に従事する人材の能力強化や平時の安全対策強化に加え、脅威情報の収集・分析能力の高度化を通じ、安全対策措置の周知徹底や安全対策研修受講の必須化、安全対策ガイダンスの導入等による組織全体における安全を第一とする関係者の意識の定着及び浸透と実践の促進等、安全対策の主流化を着実に推進する。
- ・ 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 効果的・効率的な開発協力の推進

ア 予見性、インパクトの向上

- ・ 国・地域の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた JICA 国別分析ペーパーを策定又は改定し、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施モニタリングにも活用する。
- ・ 開発課題や地域の抱える課題の現状や解決策について検討し、それを事業に反映することにより、事業の質と戦略性を強化する。特に、策定した事業戦略の事業形成・実施への活用を強化する。
- ・ SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の選定と国際発信のほか、ポジションペーパー等を踏まえた SDGs の事業への組込の一層の強化、事業実施から得られたグッドプラクティスや教訓の収集や機構内外での共有・発信に取り組む。また、日本政府の SDGs 実施指針改訂プロセスにおいて、機構の取組等の共有や経験及び知見を踏まえた提言を行う。

イ 効果・効率性の向上

- ・ 日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。
- ・ 技術協力については、事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化やイノベティブな取組を含む事業の形成と促進、留学生事業推進のための制度や運用の導入・改善に引き続き取り組む。
- ・ 有償資金協力に関し、円借款については、質の高いインフラパートナーシップ等の政府方針に掲げられた迅速化に引き続き取り組むとともに、コンサルタントの質の確保等の施策を実施する。また、海外投融資の積極的な活用のため、海外投融資基本戦略に基づき体制整備やクレジットポリシー等の方針を策定する。
- ・ 無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の定着を確実にを行うとともに、モニタリング及びレビューを行い、さらなる改善に取り組む。優良事業の形成に努め、積み上げを適切に管理する。
- ・ SDGs 達成に向けたパートナーシップ構築や革新的な開発手法等に係る知見の活用を一層促進するため、ナレッジの発信者・活用者による双方向の意見交換機能を持つ「ナレッジポータル」の利用、ナレッジマネジメントネットワーク定期連絡会等を通じ、ナレッジマネジメントネットワーク間の知見の蓄積・共有機能を強化する。また、組織横断的な取組の優良事例を蓄積する。

(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

ア 国際的な議論への参加と発信

- ・ 国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見・経験等を発信する。特に、SDGs の実施、開発資金の定義やルール作り、及び G20 関連会合、TICAD7、第 2 回 UHC フォーラム等の主要国際会議における議論に貢献する。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- ・ 重要課題（UHC、質の高いインフラ、Human Capital 等）に係る共同発信や事業での協力等の戦略的实施を促進するため、国際機関、他ドナー等との本部レベルでの協議等を通じた連携を推進する。
- ・ 国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論するフォーラム形成等を検討する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。

(3) 開発協力の適正性の確保

ア 環境社会配慮

- ・ 環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とこれまでの定期的な監理結果を踏まえたモニタリング結果の確認を確実に行う。また、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外の関係者の研修機会を拡充する。
- ・ 特に、レビュー調査最終報告書等を通じて得られた環境社会配慮ガイドラインの運用状況や世界銀行のセーフガード政策の改定結果等を踏まえて、環境社会配慮助言委員会からの助言やパブリックコメントを得る等の透明性と説明責任に配慮したプロセスにより、同ガイドラインの改定に向けた包括的な検討の結果をまとめる。

イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進

- ・ 機構事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、ジェンダー主流化重点案件の取組強化、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修に取り組む。その際、「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM（科学・技術・工学・数学）分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決議 1325 号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進及び「G7 2X チャレンジ」（女性のためのファイナンス）等を含む女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援を重点領域とする。また、TICAD7 の貢献策として、アフリカの女性のエンパワーメントに資する事業の形成に取り組む。

ウ 不正腐敗防止

- ・ 不正腐敗情報相談窓口を適切に運用し、不正行為等に関する情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。
- ・ 民間の企業・団体との事業上の接点が増えており、事業を実施する者がマネーロンダリングや反社会的勢力への関与等の非合法活動を行っていないか背景調査を試行する。試行段階を経て、対象事業の範囲等を検討する。

(4) 内部統制の強化

ア 内部統制を実施するための環境整備

- ・ 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備し、必要に応じて改定するとともに、研修等により職員の内部統制に係る一層の意識の向上に取り組む。

イ 組織運営に係るリスクの評価と対応

- ・ リスク事案に対して適時・適切に対応し、再発防止策を講じる。リスクの分析、評価結果及びリスク対応状況をリスク管理委員会等の場で報告する。
- ・ 有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金協力に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。

ウ 内部統制の運用

- ・ 機構の内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、必要に応じて機構内で周知徹底を図る。
- ・ 業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

- ・ 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して適切に対処する。
- ・ 性的虐待・搾取について、機構職員等から被害を受けた者が適切に情報を機構に伝達できるよう、既存の窓口・制度も活用しながら、情報伝達体制の確保を行う。

オ 内部監査の実施

- ・ 予算執行管理態勢をはじめとする組織横断的な内部統制機能の改善及び外部からの信頼確保等への取組について、内部監査に関する国際的指針に従って内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

カ ICT への対応

- ・ 「平成 30 年度版 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ、情報セキュリティ規程等の改定に対応する。また、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会の開催や情報セキュリティ対策推進計画の策定及びレビューを通じて、情報システム統制や情報セキュリティに係る組織的対応能力の維持・向上を図る。
- ・ 情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を検討し、可能なものから実施する。
- ・ EU 一般データ保護規則（GDPR）対応について、データ処理の対象を拡大し、保護するデータ処理対象の網羅性を高める。また、GDPR の運用も含め、個人情報保護の実効性の確保のため、最新のルールを順守する。

6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

別表 1～3 のとおり。

7. 短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

【理由】

- ・ 一般勘定については、国からの運営費交付金の受入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

8. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

- ・ 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

- ・ 効果的、効率的に業務を運営するため、予防保全の観点踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ・ 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 2.0」）の下、多様な人材の多様な働き方を促進するため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組等を継続する。各種研修、キャリア・コンサルテーション、他機関への出向等を通じて現地職員を含む職員等の能力強化に取り組むとともに、ナレッジマネジメントの強化等の業務の質を高める取組を継続する。特に、ミドル・シニア世代を対象としたセカンドキャリア支援等の拡充や、現地職員の本邦長期配置に取り組む。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 31 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項）

- ・ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。
- ・ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源

に充てることとする。

以上

(別紙) 指標一覧

(別表) 予算、収支計画、支出計画

(別紙)

指標一覧

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
【指標 1-6 ¹ 】 ABE イニシアティブ及び Innovative Asia 公約達成のための育成人材数（長期研修等） ➤ Innovative Asia	150 人
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
【指標 2-8】 学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	270 万人
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	
【指標 4-3】 防災分野に係る育成人材数	8,000 人
(5) 地域の重点取組	
【指標 5-2】 2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数	12,000 人
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
【指標 6-5】 開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	1,200 件
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
【指標 7-4】 ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	1,200 件
(8) 事業実施基盤の強化	
【指標 8-2】 プレスリリース発出数	50 件
【指標 8-3】 フェイスブック投稿数	350 件
【指標 8-4】 ODA 見える化サイト掲載案件の更新数	500 案件
【指標 8-7】 PARTNER 新規登録人数	2,000 人
【指標 8-10】 国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	180 人
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	
(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	
【指標 9-2】 新情報共有基盤システムの研修実績回数	12 件
(2) 業務運営の効率化、適正化	
【指標 10-1】 一般管理費及び業務経費の効率化	対前年度比 1.4%以上
【指標 10-4】 有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 件
4. 安全対策に関する事項	

¹ 指標の番号は中期目標（第4期）（2017～2021年度）の指標番号を指す（以下同様）。

【指標 12-3】 事業関係者等の安全対策研修の受講者数（テロ対策研修受講者数を含む）	3,000 人（うち、テロ対策実技研修 600 人）
5.その他業務運営に関する重要事項	
(1) 効果的・効率的な開発協力の推進	
【指標 13-3】 SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	6 件
(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	
【指標 14-2】 参加・発信した国際会議の数	66 件
(3) 開発協力の適正性の確保	
【指標 15-4】 機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率	40%以上
(4) 内部統制の強化	
【指標 16-2】 内部統制のモニタリング実施回数	2 回

(単位：百万円)

区別		開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手と の連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
収入	運営費交付金収入	103,417	8,182	24,898	5,008	8,970	150,476
	施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	1,714	1,714
	事業収入	251	-	14	-	-	265
	受託収入	198	-	5	4	-	206
	寄附金収入	-	-	158	-	-	158
	その他の収入	92	4	12	4	161	272
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	2,363	611	442	3	-	3,420
	計	106,322	8,797	25,529	5,018	10,846	156,512
支出	業務経費	106,124	8,797	25,366	5,015	-	145,302
	(うち特別業務費を除いた業務経費)	106,124	8,797	25,366	4,135	-	144,422
	施設整備費	-	-	-	-	1,714	1,714
	受託経費	198	-	5	4	-	206
	寄附金事業費	-	-	158	-	-	158
	一般管理費	-	-	-	-	9,132	9,132
	計	106,322	8,797	25,529	5,018	10,846	156,512

[人件費の見積り]

14,337百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

【参考】「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費のうち、2019年度の地域別の予算内訳は以下のとおり。

	東南アジア・ 大洋州	東・中央アジア	南アジア	中南米・カリブ	アフリカ	中東・欧州	全世界・その他
「開発協力の重点課題」 業務経費内訳	29,385	5,175	11,249	8,399	28,921	8,071	14,924

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	107,548	8,897	25,821	5,079	27,111	174,455
経常費用	106,937	8,847	25,675	5,049	10,490	156,999
業務経費	106,739	8,847	25,513	5,045	-	146,144
(うち特別業務費を除いた業務経費)	106,739	8,847	25,513	4,165	-	145,264
受託経費	198	-	5	4	-	206
寄附金事業費	-	-	158	-	-	158
一般管理費	-	-	-	-	9,885	9,885
減価償却費	-	-	-	-	605	605
財務費用	-	-	-	-	-	-
臨時損失	611	50	145	30	16,621	17,457
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	611	50	145	30	149	985
会計基準改訂に伴う退職給付費用	-	-	-	-	16,471	16,471
収益の部	105,185	8,286	25,379	5,076	27,111	171,036
経常収益	104,574	8,236	25,234	5,045	10,490	153,579
運営費交付金収益	103,417	8,182	24,898	5,008	8,826	150,331
事業収入	243	-	14	-	-	257
受託収入	198	-	5	4	-	206
寄附金収入	-	-	158	-	-	158
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	605	605
賞与引当金見返に係る収益	615	50	147	30	151	993
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	747	747
財務収益	8	-	-	-	-	8
受取利息	8	-	-	-	-	8
その他の収入	92	4	12	4	161	272
臨時収益	611	50	145	30	16,621	17,457
賞与引当金見返に係る収益	611	50	145	30	149	985
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	16,471	16,471
純利益 (▲純損失)	▲2,363	▲611	▲442	▲3	-	▲3,420
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,363	611	442	3	-	3,420
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益 (▲総損失)	-	-	-	-	-	-

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等と の連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	106,354	8,797	25,529	5,018	31,924	177,622
業務活動による支出	106,322	8,797	25,529	5,018	9,885	155,551
業務経費	106,124	8,797	25,366	5,015	-	145,302
(うち特別業務費を除いた業務経費)	106,124	8,797	25,366	4,135	-	144,422
受託経費	198	-	5	4	-	206
寄附金事業費	-	-	158	-	-	158
一般管理費	-	-	-	-	9,885	9,885
投資活動による支出	-	-	-	-	1,859	1,859
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	1,859	1,859
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	-	-
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	32	-	-	-	20,181	20,213
資金収入	106,354	8,797	25,529	5,018	31,924	177,622
業務活動による収入	103,958	8,186	25,087	5,015	9,132	151,378
運営費交付金による収入	103,417	8,182	24,898	5,008	8,970	150,476
事業収入	251	-	14	-	-	265
受託収入	198	-	5	4	-	206
寄附金収入	-	-	158	-	-	158
その他の収入	92	4	12	4	161	272
投資活動による収入	32	-	-	-	524	556
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	524	524
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	32	-	-	-	-	32
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	2,363	611	442	3	22,269	25,689

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。